

令和3年 総裁選挙 党員投票・開票実施要領

令和3年8月26日
党本部総裁選挙管理委員会

1. 選挙人

- (1) 党員投票の選挙権を有する者は、日本国籍を有する20歳以上で、前2年（平成31年・令和元年、令和2年）の党費・会費を納入した党員・自由国民会議会員、国民政治協会会員である。（以下、「党員等」という。）
- (2) 前項の規定に関わらず、特例として、日本国籍を有し、令和2年に新たに党費・会費を納入した党員・自由国民会議会員、国民政治協会会員にも選挙権を付与するものとする。

2. 投票

- (1) 党員投票は、告示後、議員投票の投票日の前日（9月28日）までに行う。
- (2) 党員投票は、都道府県ごとに、当該都道府県総裁選挙管理委員会（以下「都道府県管理委員会」という。）の定めるところにより、郵便投票（往復はがき）による方法、投票所における直接投票による方法又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
- (3) 党員投票を行う選挙人は、各都道府県管理委員会が発行する投票用紙に候補者の氏名を自書式により記入し、郵便投票による場合にあってはこれを当該都道府県管理委員会宛に郵送、直接投票による場合にあっては投票所に備付けの投票箱に投入して行う。
- (4) 郵便投票による党員投票は、議員投票の投票日の前日（9月28日）までに、各都道府県管理委員会が指定する郵便局に到着したものを持て締め切るものとし、復信はがき（投票用紙）は、開票日までは当該郵便局に留め置く方法により保管する。
- (5) 直接投票による党員投票の投票所、投票日、投票時間及び投票方法については、各都道府県管理委員会が定める。
- (6) 都道府県管理委員会は、島しょ等交通不便の地であること、又天災その他避けることのできない事故により、郵便投票又は投票所における直接投票ができない状況にあると認める地域には、投票の方法を別に定めることができるものとする。

3. 開 票

- (1) 党員投票の開票は、都道府県管理委員会ごとに、議員投票の投票日（9月29日）に、議員投票の開票と同時に行う。
- (2) 党員投票の開票時間は、党本部総裁選挙管理委員会（以下、「党本部管理委員会」という。）が定める。
- (3) 党員投票の開票所は、当該都道府県管理委員会が定める。
- (4) 党員投票の開票管理者及び開票立会人は、当該都道府県管理委員会が定める。

4. 投票の有効・無効の判定

- (1) 無効と認められるもの
 - ① 正規の用紙を用いないもの
 - ② 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - ③ 2人以上の氏名を記載したもの
 - ④ 候補者の氏名のほか他事を記載したもの
 - ⑤ 候補者の何人に対して投票したかを確認できないもの（白紙含む）
- (2) 有効と認められるもの
 - ① ふり仮名を記載したもの
 - ② 姓名の下に敬称等を書いたもの
 - 〔例〕 ○ ○ ○ ○ 君 (くん)
 - ○ ○ ○ 様 (さま)
 - ○ ○ ○ 殿 (どの)
 - ○ ○ ○ 先生 (せんせい)
 - ○ ○ ○ さん
 - ○ ○ ○ へ
 - ③ 役職名を記載したもの
 - 〔例〕 ○ ○ ○ ○ 大臣
 - ○ ○ ○ 元大臣
 - ④ 姓名に誤記があつても候補者として判定できるもの、姓のみまたは名のみの記載であつても候補者と判定できるもの
 - ⑤ 平仮名、片仮名及びローマ字で記載したもの
- (3) 前記以外の投票の有効・無効は、当該都道府県管理委員会が判定する。

5. 党員算定票

(1) 党員投票は、都道府県ごとに集計し、党本部管理委員会において算定する。

(2) 各候補者の党員投票に基づく算定票（以下「党員算定票」という。）は、各候補者の都道府県ごとの党員投票の得票数の総数を一から党所属国會議員数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次数えて党所属国會議員数になるまでにある商で当該候補者に係るもの数とする。

〔各都道府県連で集計した得票数を党本部で一括集計。その投票結果をドント方式で候補者に比例配分する。〕

(3) 総党員算定票数は、党所属国會議員数（議員投票の投票日現在）と同数とする。（8月26日現在 383票）

6. 開票結果の報告および公表

(1) 党員投票の開票管理者は、開票終了後直ちに、投票総数、有効投票数、無効投票数及び候補者ごとの得票数を、都道府県管理委員会を通じて党本部総裁選挙管理委員長に報告しなければならない。

(2) 都道府県管理委員会をはじめ開票管理者等、党員投票の開票に関わった者は、理由の如何を問わず、総裁選挙の当選者が確定するまでは、開票結果を公表してはならない。

7. 当選者

(1) 得票数

総裁選挙における候補者の得票数は、議員投票による得票数と、党員算定票数との合計とする。

(2) 当選者

議員投票の有効投票と、総党員算定票との合計（以下「有効投票等」という。）の過半数を得た者をもって当選者とする。

(3) 決選投票

① 前記(2)で、有効投票等の過半数を得た者がなかった場合には、得票数の多かった上位者2人につき、引き続き、党所属国會議員（本選挙で投票した者に限る）及び各都道府県連票にて決選投票を行い、得票数の多かった者をもって当選者とする。各都道府県連票は、上位者2人のうち、各都道府県の党員投票得票数の多い方に1票を加算する。上位者2人の得票数が同数であった都道府県の1票は、両者に按分するものとする。以下②の場合もこれに準じる。

- ② 決選投票を行う場合、決選投票を行うべき候補者が候補者であることを辞退したときは、当該辞退した候補者を除く総裁選挙の上位者2人につき、決選投票を行い、その結果、得票数の多かった者をもって当選者とする。
- ③ ただし、候補者が辞退したことにより、総裁選挙の候補者が1人となつた場合には、その者をもって当選者とする。
- ④ 決選投票において2人の候補者の得票数が同じであった場合は、「くじ」により当選者を定めるものとする。

以 上